

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和5年6月1日発行 No. 44

【連絡先:川俣町役場 024-566-2111】

高齢者（65歳以上）・12歳～64歳の方で基礎疾患を有する方・医療従事者等の方 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

8月にかけて、令和5年春開始接種を行います。

対象となるのは、1・2回目接種を終了している方で、前回接種から、3か月以上経過している次の方です。使用するワクチンはオミクロン株対応2価ワクチンとなり、1人1回です。

◇ 高齢者（65歳以上）の方へは、前回接種から3か月以上経過した方へ順次接種券を送付しています。前回接種を町内で受けた方は、あらかじめ接種日程を指定しますのでキャンセルや日程の変更の場合は、必ずコールセンターへご連絡をお願いします。

◇ 12歳～64歳の方で、基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方で2回目接種を終了している方、医療従事者の方は、申請をすることで接種を受けることができます。

【申請期間】 令和5年5月1日（月）～6月23日（金）

※6月23日以降も随時受付します。

【申請方法】 川俣町ホームページの申請フォームから申込みをしてください。

インターネットの申請が難しい方は、コールセンターへご連絡ください。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

【対象となる基礎疾患について】

基礎疾患に該当するかご不明な場合は、事前にかかりつけ医等にご相談ください。

皆さんそれぞれにご事情が異なるため、こちらで判断することは出来ません。

≪18歳以上の方の場合≫ 次の（1）または（2）に該当する方が対象です。

（1）以下の①～⑭に掲げる病気や状態の方で、通院または入院している方

①慢性の呼吸器の病気

②慢性の心臓病（高血圧を含む。）

③慢性の腎臓病

④慢性の肝臓病（肝硬変等）

⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病

⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）

⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）

⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）

⑪染色体異常

⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）

⑬睡眠時無呼吸症候群

⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

※ただし、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」療育手帳を所持している方へは、申請がなくても接種券を発行します。

（2）基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

BMI 30の目安：男性 身長 170cm 体重 87kg 女性 身長 160cm 体重 77kg

《12歳～64未満の方の場合》

- ①慢性呼吸器疾患
- ②慢性心疾患
- ③慢性の腎疾患
- ④神経疾患・神経筋疾患
- ⑤血液疾患
- ⑥糖尿病・代謝性疾患
- ⑦悪性腫瘍
- ⑧関節リウマチ・膠原病
- ⑨内分泌疾患
- ⑩消化器疾患・肝疾患等
- ⑪先天免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- ⑫その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）



※「令和5年秋冬接種（9月以降）」は、初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上すべての方が対象となります。

5歳～11歳の方の新型コロナワクチン追加接種について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

初回接種（1・2回目）が終了している方へは、追加接種としてオミクロン株対応2価ワクチン接種を開始しています。前回の接種から3か月以上経過した方が対象です。1人1回です。対象となる方へは、郵送で接種の案内をしました。

【接種日程】

接種日程		会場	備考
6月10日（土）	午前	川俣町保健センター	集団接種になります。

【予約の方法】

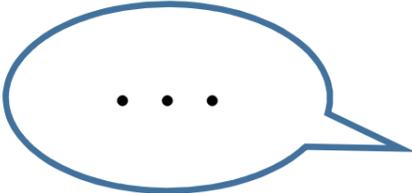
電話（024-597-6321）、インターネットの2つの方法で受け付けます。**基礎疾患のある方は、さらに1回接種することができます**ので、コールセンターへご連絡ください。詳細は接種の案内通知をご確認ください。

生後6か月～4歳の方の新型コロナワクチン接種について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

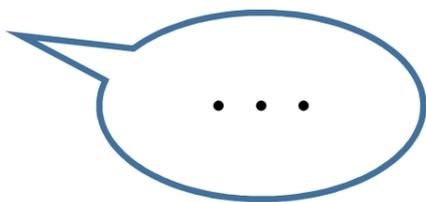
3回目までセットで初回接種をします。
1回目・2回目は3週間、2回目・3回目は8週の間隔をあけて接種します。
生後6か月を迎えた方へは、郵送で接種の案内をします。

【相談窓口】

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
・フリーダイヤル 0120-761-770
・受付時間 9時～21時（土日祝日も実施）



福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター
・フリーダイヤル 0120-336-567
・受付時間 9時～20時（土日祝日も実施）



福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口
・フリーダイヤル 0120-191-567
・受付時間 9時～20時（土日祝日も実施）

5 類感染症への位置づけ変更に伴う対応について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

5月8日から変わったこと

1 保健所等による療養期間中の健康観察や生活支援が終了します。

終了

- 保健所等による健康観察
- 宿泊療養施設
- 食料配送
- パルスオキシメーターの配布
- 検査キットの配布
- 陽性者登録センター

備えておくといもの

- 新型コロナ抗原定性検査キット
- 解熱鎮痛剤
- 日持ちする食料

注意！

検査キットや、解熱鎮痛薬の購入にあたっては、薬剤師等にご相談ください。

今後ご自身で療養に備えた準備や体調の管理をしてください。

2 検査費・治療費の自己負担が生じます。

以下の公費支援は当面の間継続します。

- ◇ 新型コロナウイルス感染症治療薬の費用
(ラゲブリオ、パキロビッド、ソコーバ等、国指定のものに限る。)
- ◇ 入院医療費について、2万円を上限に高額療養費制度の自己負担限度額を減額

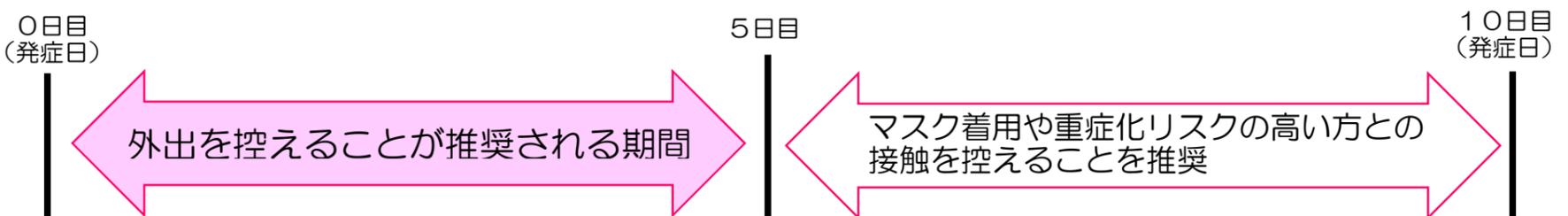
3 一律の外出自粛の要請はなくなります。

※ 濃厚接触者の定義は、なくなりました。

外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、次のことが推奨されています。

◇ 陽性になった場合

- 発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えること。
- その後も10日を経過するまでは、周りにうつさないよう配慮すること。



※ 発症後3日間は、感染症のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要です。

◇ 家族が陽性になった場合

- 5日間は体調に注意し、重症化リスクの高い方との接触を控えること。



5月8日以降も変わらないこと

1 新型コロナウイルスの特性

法律上の取扱いが変わっても、新型コロナウイルスの特性は変わりません。感染力が強く重症化のリスクもありますので、「うつらない」「うつさない」ための対応をお願いします。

2 基本的感染対策の有効性

県が一律の感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者が自主的に判断して感染対策を行うこととなりますが、これまで行ってきた基本的感染対策は引き続き有効です。

- ◇ 場面に応じたマスクの着用
- ◇ 「密閉」「密集」「密接」の回避
- ◇ 人と人との距離の確保
- ◇ 手洗い等の手指衛生

3 体調不良時の対応

発熱やのどの痛みなどの症状がある場合は、慌てず検査キットによる自主的な検査を行いましょう。

《もし陽性になったら》

- ◇ 症状が軽い方は、自宅等で療養を開始しましょう。
- ◇ 症状が重い方、重症化リスクの高い方(※)は**必ず事前に連絡をしてから**かかりつけ医や身近な医療機関を受診してください。

※ 65才以上の方、基礎疾患を有する方、妊婦

福島県新型コロナウイルス感染症相談センター
0120-567-747 (毎日24時間対応)

令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について 【問合せ先：子育て支援課子育て支援係 内線2302】

食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援するため、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を実施しています。

支給対象者

下記の①②の両方に当てはまる方で、まだ低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っていない方

①令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等（令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

②令和5年度の住民税均等割が非課税である方または令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方

（ひとり親世帯の場合は児童扶養手当受給者と同じ所得水準に減少した方）

支給額

児童1人あたり一律5万円

給付金の支給手続き

高校生のみを養育している方や令和5年度の住民税均等割が非課税である方、収入が急変した方は申請が必要です。

申請書は、川俣町ホームページ及び子育て支援課の窓口にて令和5年6月20日以降配布を行います。

申請期限

令和5年6月20日～令和6年2月29日

（ただし、令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした方は令和6年3月15日まで。）

